

審 査 基 準

平成 1 2 年 5 月 1 7 日作成

法 令 名：古物営業法
根 拠 条 項：第 3 条第 2 項
処 分 の 概 要：古物市場主の許可
原権者（委任先）：島根県公安委員会
法 令 の 定 め： 古物営業法第 4 条（許可の基準） 第 5 条第 1 項（許可の手續） 古物営業法施行規則第 1 条（許可の申請） 第 2 条（古物の区分）
審 査 基 準： 古物営業法第 4 条各号の欠格要件に該当しないなど古物営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間： 5 0 日
申 請 先： 営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課（係）
問 い 合 わ せ 先： 島根県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0852-26-0110 内線3492）
備 考：